

第4回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 10 月 27 日（金）午後 2 時 00 分から午後 2 時 55 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	7 番	前川	厚司
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	10 番	深松	俊英
	11 番	蛭原	一治
	13 番	森	勤子
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	埴山	茂義
	18 番	□田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 欠席委員（2 名）

2 番	菅野	能稔
12 番	石川	雅洋

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第 1 号 平成 29 年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について
- 第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第 3 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について
- 第 5 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
- 第 6 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 号 現況証明について

6	事務局長	廣瀬 紀幸
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 4 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、7 番前川委員、8 番橋本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、2 番菅野委員、12 番石川委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第 1 号「平成 29 年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を議題といたします。事務局から報告第 1 号の説明をいたします。
事務局	「平成 29 年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」、ご報告いたします。9 月の月間で農地パトロールを実施していただいた結果、平成 29 年度において新たな遊休農地は確認されませんでしたことをご報告申し上げます。以上でございます。
議長	報告第 1 号について何かご質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、報告第 1 号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第 2 号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号の説明をいたします。

事務局	報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報告書について、7法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について説明を申し上げました。何かご質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から5番について説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページ、2ページに記載されております5件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から5番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番から5番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地法第4条の規定による届出について」、農地法第4条第1項第7号の規定による届出を受理したので報告いたします。案件は議案書3ページに記載されておりますとおりでございます。申請事由は、宅地として利用するためでございます。受理相当と認められましたので平成29年10月4日付けで通知書を交付しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。

議長	次に、報告第 5 号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 5 号 1 番の説明をいたします。
事務局	報告第 5 号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第 5 条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されている事を確認しましたので報告します。案件は議案書 4 ページの平成 28 年 8 月 26 日に許可をしておりました 1 件でございます。今月 20 日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 5 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 5 号 1 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 6 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 6 号 1 番の説明をいたします。
事務局	報告第 6 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書 5 ページの今月 20 日に町公社が利用調整を行った 1 件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第 6 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 6 号 1 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第 6 号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った 1 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものであります。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 4 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番から 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 2 号 5 番、6 番につきましては、前川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。次に議案第 2 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。 (7 番 前川委員退席)
事務局	【議案第 2 号 5 番、6 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。 (7 番 前川委員着席)
議長	次に議案第 2 号 7 番、8 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 7 番、8 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査 4 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。これらの案件は、土地所有者の変更に伴い、再度権利の設定を行うものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 7 番 8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 7 番、8 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 9 番、10 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番、10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号9番、10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号11番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号11番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書6ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、今年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第2号11番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号12番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号12番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書6ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、今年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第2号12番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号13番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号13番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書7ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。この案件は、今年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 13 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 13 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 14 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 14 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 7 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は、今年 6 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 14 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 15 番、16 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 15 番、16 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 8 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。これらの案件は、借主の経営の法人化に伴う借り換えでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番、16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第2号15番、16番は原案のとおり可決されました。

次に議案第 2 号 17 番から 19 番について事務局から説明をいたします。

【議案第2号17番から19番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 9 ページ、10 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番説明いたします。これらの案件は、借主の経営の法人化に伴う借り換えでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号17番から19番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって議案第 2 号 17 番から 19 番は原案のとおり可決されました。

次の議案第 2 号 20 番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。次に議案第 2 号 20 番について事務局から説明をいたします。

(4番 渡邊委員退席)

【議案第2号20番について議案書をもとに朗読】

	以上の計画要請の内容は別添調査書 10 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3 番	3 番説明いたします。この案件は、今年 6 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 20 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 20 番は原案のとおり可決されました。 (4 番 渡邊委員着席)
議長	次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	21 番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えます。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりでですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

本案件につきましては、農業経営を個人経営から法人経営へ移行する農地所有適格法人設立に伴う農地の貸付案件であります。内容につきましては、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第3号3番につきましては、松本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

(22番 松本委員退席)

事務局

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は松本委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから私の方から説明いたします。この案件は、今月20日に高橋委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては

事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。
(22番 松本委員着席)

議長

次に議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、今月20日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書5ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 5 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 6 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 6 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書 6 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
23 番	23 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に高橋委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 3 号 7 番につきましては、西田委員の事案が含まれておりますの

で、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。次に議案第 3 号 7 番について事務局から説明をいたします。

(16 番 西田委員退席)

事務局

【議案第 3 号 7 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番

21 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に高橋委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 7 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 7 番は原案のとおり可決されました。
(16 番 西田委員着席)

議長

次に議案第 3 号 8 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 8 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 8 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17 番

17 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に高橋委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号8番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地と第一種農地であります。転用はどちらの農地区分でも原則不許可であります。本件は1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8番	8番説明いたします。この案件は、今月20日に高橋委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23 番	23 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 20 日に高橋委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に協議第 1 号「幕別町に対する意見の提出について」を議題といたします。協議第 1 号について事務局から説明をいたします。
事務局	協議第 1 号「幕別町に対する意見の提出について」、説明させていただきます。幕別町に対する意見の提出について、次のとおり決定したいので協議を求めるものであります。 本件は、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づき幕別町に対する意見の提出を行うに当たり、意見書の内容等の協議・検討を行うことを農業委員会規則第 11 条により農政部に付託することにつきまして協議をお願いするものです。検討をいたします内容につきましては、2 番に記載の 6 項目を予定しており、農政部会で協議いただいた後 11 月の第 5 回総会においてご審議いただき決定されましたら、12 月上旬に町に対し意見書を提出いたしたいと思えます。 以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご協議賜りますようお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。協議第 1 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議がなしとします。よって協議第 1 号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。

事務局

これをもちまして、第4回農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。